

公売財産明細書

売却区分	7	見積価額	1,300,000円
番号		公売保証金	130,000円

財産の表示

(土地)

1 所 在 都留市戸沢字金山  
地 番 657番1  
地 目 宅地  
地 積 143.53㎡

(土地)

2 所 在 都留市戸沢字金山  
地 番 657番2  
地 目 宅地  
地 積 162.08㎡

(土地)

3 所 在 都留市戸沢字金山  
地 番 657番3  
地 目 宅地  
地 積 23.36㎡

以上 登記簿による表示

公売対象物件1、2、3は、国税徴収法第89条第3項に基づき一括換価の方法により公売を行う。

財産の状況

- 1 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
  - ・都市計画区域外
  - ・「農業振興地域の整備に関する法律」による農用地区域外
  - ・埋蔵文化財包蔵地該当（金山遺跡）
  - ・供給処理施設 上水道：なし 下水道：なし 都市ガス：なし
- 2 公売対象物件は、西側に幅約1.3mの私道と接面しており、間口は1.2.3合わせて約28m、奥行約19m～21mとなっている。  
各々の土地の高さはほぼ平坦であるが、土地の境界には物件1.2の間に約50cm、物件2.3の間に約1mの段差があり、北西に向けてひな壇状になっている。また、公売対象物件2には未登記の物置が設置されている。
- 3 境界については、隣地土地所有者と協議が必要である。
- 4 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- 5 対象物件上に存する動産類は公売対象外である。
- 6 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 7 公共交通機関について  
[最寄駅] 富士急行線「赤坂駅」 北西約4.2km

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。執行機関（都留市）の記載した事前情報と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・都留市暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・都留市は引渡しの義務を負いません。
- ・都留市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により都留市が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。